

令和 6 年度 仕 様 書 町 単

委託業務名	町道 2 級 1 5 号線外 配水管洗浄業務委託
委託業務場所	美里町大字関地内外
変更委託 業務の概要	
委託業務 の 大 要	アイスピグ洗浄工 250 × 1400m 200 × 700m

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基 準
設計業務01	1	式			K0001
直接原価	1	式			H20510
直接原価(積上)	1	式			P10000
アイスピグ洗浄工 町道 2 級 1 5 号線外 (関地内)	1	式			明 1 号 M0001
アイスピグ洗浄工 町道 1 級 4 号線外 (広木地内)	1	式			明 2 号 M0002
直接経費	1	式			H20600
運搬費等	1	式			H20710
運搬費 町道 2 級 1 5 号線外 (関地内)	1	式			A 11 号 A0006
準備費 町道 2 級 1 5 号線外 (関地内)	1	式			A 12 号 A0007
運搬費 町道 1 級 4 号線外 (広木地内)	1	式			A 13 号 A0015
準備費 町道 1 級 4 号線外 (広木地内)	1	式			A 14 号 A0016
安全費	1	式			H20720
安全費 町道 2 級 1 5 号線外 (関地内)	1	式			A 15 号 A0008
安全費 町道 1 級 4 号線外 (広木地内)	1	式			夜間 A 16 号 A0017
技術管理費	1	式			夜間 H20740
技術管理費	1	式			A 17 号 A0018
直接原価計	1	式			Q20620
業務原価	1	式			H20500
一般管理費等	1	式			Q20531

位置図

町道2級15号線外 配水管洗浄業務委託／大字関地内外



町道2級15号線外

町道1級4号線外

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、美里町委託契約約款第1条に規定する仕様書として、業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の委託業務に適用する。

- (1) 委託業務名 町道2級15号線外 配水管洗浄業務委託
- (2) 委託業務箇所 美里町大字関地内外

(目的)

第3条 本業務は、美里町大字関地内外の配水管洗浄を実施し、管内の夾雑物の排出・除去を行い、水質の確保を目的とする。

(一般事項)

第4条 内容は、次のとおりとする。

- (1) 法令順守
受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例、規則等を遵守しなければならない。
- (2) 提出書類
受注者は作業着手前に必要な資料を作成し監督員へ提出する。
 - ・作業計画書
 - ・業務責任者届
 - ・工程表

(業務内容)

第5条 内容は、次のとおりとする。

- (1) 作業時間等
午後10時頃を目安に断水する予定。その後、実作業の工程に入ることとする。
なお、実施日時は甲・乙協議のうえ決定することとする。
- (2) 洗浄延長
洗浄延長：L = 1400m (関地内)
L = 700m (広木地内)
管種管径：ダクタイル鋳鉄管 ϕ 250mm (関地内)
 ϕ 200mm (広木地内)
- (3) 洗浄工法
本業務での配水管は水道水を供給する管であることから、洗浄には人体に無害な材料であるとともに、洗浄器具の詰まりや引っ掛かりがない工法で行う必要がある。そのため、氷

(アイスシャーベット)を使用するアイスピグ管内洗浄工法とする。なお、洗浄にあたっては、洗浄対象の配水管区間は断水し作業するものとする。

(4) 品質管理

アイスピグ管内洗浄工法の品質管理は、アイスピグ研究会技術資料を遵守すること。

(排出物の処分)

第6条 本業務により排出する水及び排出物の処分は受注者が行うものとする。ただし、排出しても問題ない透過水であると監督員が認めたものについては、現場排水を可能とする。

(器具類)

第7条 洗浄作業に使用する器具類は、管内に影響を与えないよう十分に洗浄したものを使用すること。

(成果品)

第8条 本業務の成果品は下記のとおりとする。なお、成果品はすべて美里町の所有物とし、美里町の承諾なくして他へ公表、貸与等してはならない。

(1) 報告書 A4版 1部

- ア 作業実施報告書
- イ 業務(作業)手順ごとの写真
- ウ 参考資料

(2) 完成図書の電子媒体 1部

(3) その他監督員が必要と認めたもの 一式

(電子成果品の作成)

第9条 「埼玉県電子納品運用ガイドライン」の定めによらず、内容については監督員と協議すること。

(安全管理)

第10条 受注者は本業務での現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。また、業務実施中は交通安全確保のため、交通誘導員等を配置し、安全を図ること。

(業務の完了)

第11条 本業務は甲の検査をもって完了とする。

(疑義)

第12条 受注者は、業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。